熊本大学大学院法曹養成研究科 平成20年度既修者認定試験問題

民法

平成20年1月6日(日) 10:00~11:30

解答上の注意

- 1. 試験開始の合図があるまで、この問題の中を見てはいけません。
- 2. 問題用紙は1枚、解答用紙は2枚(各問について1枚)、下書き用紙は1枚 です。
- 3. 解答用紙には、熊本大学大学院法曹養成研究科の受験番号のみを記入し、氏 名は記入しないで下さい。
- 4. 解答用紙は、第1問と第2問とで異なります。それぞれ正しい用紙に解答して下さい。
- 5. 解答は横書きにして、各問につき1枚の解答用紙(裏面使用も可)に収めて下さい。解答用紙の追加・交換はしません。
- 6. 解答にはボールペンまたは鉛筆を使用して下さい。
- 7. 問題の内容に関する質問には応じません。
- 8. 貸与した六法に書き込みをしてはいけません。
- 9. 試験終了後、問題用紙および下書き用紙は持ち帰って下さい。

[第1問] (配点:60点)

A・Bは夫婦であり、その間に子Cがいる。Bは本件土地を所有し、Aは同土地上に本件建物を所有していた。AのDに対する債務を担保するため、本件土地・建物に共同抵当権が設定・登記された。その後、Aが死亡し、本件建物はB・Cが相続した。そして、その後、BのEに対する債務を担保するため、本件土地に抵当権が設定・登記された後、Dの共同抵当権の設定契約が解除され、同抵当権の登記は抹消された。その後、Eの抵当権が実行され、Fが買受人となった。Fが、B・Cに対して建物収去・土地明渡しを請求した場合、この請求は認められるか。根拠を明示して論じなさい。

[第2問] (配点:40点)

Aは自己の所有する土地の売却をBに委任し、代理権を与えるとともに、委任状および移転登記必要書類を交付した。しかし、その後、Aは、この委任はBの強迫によるものであるとして、これを取り消した。ところが、Aが委任状と移転登記必要書類をBから直ちに取り戻さなかったために、Bは、Aの代理人として、事情を知らないCにその土地を売却し、移転登記も済ませてしまった。

AがCに対して土地の返還および移転登記の抹消を請求してきた場合、Cがこの請求を拒絶するための主張としてはどのようなものが考えられるか。また、Aによる委任取消しがBからCへの本件土地の売却・移転登記後であった場合はどうか。根拠を明示して論じなさい。

以上